

ついでレポ-ト

No. 483



日本共産党 中央区議会議員

おぐり智恵子

議員活動報告

発行・日本共産党中央区議会議員団 Tel 3546-5563
HPアドレス <http://www.jcpchuo-kugidan.jp/>

深刻な物価高騰 賃上げで 暮らしの困難打開を



日本共産党
中央区議団
HPはコチラ

2月25日～3月28日まで区議会第
一回定例会が開かれています。

日本共産党中央区議団を代表して、2
月28日、奥村あきこ議員が一般質問
を行ないました。

区としてできる

最低賃金の引上げ

労働者の賃金は30年間減り続け、
実質賃金はピーク時の1996年か
ら年収で平均74万円も減少していま
す。そこに今、物価高騰が追い打ち
をかけています。

働く人の処遇改善に自治体として
積極的に関与できる施策として、

【一般質問項目】

1. 物価高騰対策について
2. 生活保護行政の改善について
3. 教員不足の解消について

※1 「公契約条例」とは？

公共工事や委託事業において、入札や契約、働く人の労働条件などを適正に保障することを定めるものです。

23区で制定している自治体数は、2012年の渋谷区を皮切りに合計で14区です。

「公契約条例」(※1)があります。
中央区はいまだに制定していませんが、世田谷区は区が発注する工事の報酬下限額を公契約条例で定めており、新年度から東京都の最低賃金1163円を大きく上回る1460円に引き上げます。墨田区も同様に物価高騰にあわせて報酬下限額を見直していく考えを示しています。

公契約条例の制定で

賃上げの波及を

「自治体としてできる賃上げ推進策として、公契約条例の制定を」と区長に求めましたが、区長は「効果や課題について検討を重ねていく」と述べるにとどまりました。
中央区では、多くの公共施設が

※2 「指定管理者制度」とは？

自治体が指定した民間事業者などに公の施設の管理を委ねる制度です。

中央区では、区立保育園や社会教育会館、図書館など多くの施設が株式会社などの民間事業者へ委託されています。

「指定管理者制度」(※2)で委託運営されています。

昨年、区内の社会教育会館のスタッフが、東京の最低賃金1163円にわずか7円だけ上乗せした時給1170円という低額で募集されました。法令違反ではないものの、自治体自らワーキングプアを生むことは問題だと、日本共産党中央区議団は指摘し続けてきました。

こうした指定管理者制度も含め、公契約に関わって働く人の賃金を引き上げ、民間企業にもその効果を波及させることに取り組むべきです。

働く人全体の賃金を底

上げし、暮らしを守ることを

が今、必要です。



制度の周知と、相談体制強化で

生きる権利の保障を 生活保護は権利

一般質問では、生活保護行政の改善についても質問しました。

ポスター作成など

積極的に広報を

中央区の生活保護利用者は1211人（1月末現在）、世帯数は1082世帯（同）となっていますが、「どのような時に、どうすれば利用できるのか」など生活保護の理解はまだ不十分です。そのため誤解やバッシングの発生、経済的に苦しくても制度が利



用できることさえ知らない人が少なくありません。そうした状況を改善するため、他自治体では

▼都内10区では生活保護を周知するポスターを独自に作成

▼新宿区では病院や公衆浴場にもポスターを掲示し、相談を促すための手配り用のチラシも作成し、支援団体などを通じ配布

▼練馬区、足立区などは「困った時には役所に相談を」と積極的にSNSで発信

など工夫を凝らしています。

「中央区でもポスターやチラシを作成し有効活用を。SNSでも発信を」と区長に求めましたが、「『ふくしの総合相談窓口』でお受けし、生活保護が必要と思われる場合には、制度を説明し、受給につなげています」と積極的とは言えない答弁でした。

ブラックボックスとせず

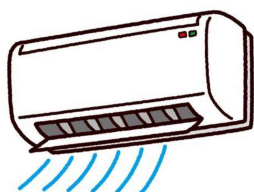
外部の視点を入れて

江戸川区では、男性ケースワーカーによる生活保護利用女性へのセクハラや、ケースワーカーの対応不備により利用者の遺体を2カ月半にわたり放置した事件などを受けて設置された第三者委員会の提言を参考に、利用者の権利を守る環境整備が進められています。

利用者は「保護を打ち切られたらどうしよう」と異議申し立てがしづらいなど弱い立場にあります。

江戸川区では「ハラスメント審査会」「江戸川区生活保護業務適正実施検証委員会」など、第三者や外部有識者が加わる会議体を新たに設置しました。中央区での設置を区長に求めたところ、「職員向けにハラスメントセミナーを毎年実施」「必要に応じケースワーカーが医療現場での会議に出席している」などと答え、外部の視点を入れた委員会や審議会の設置については言及しませんでした。

エアコン購入費助成



助成上限額 **10万円**

申請受付が始まりました
住民税非課税世帯などが対象です



中央区
ホームページ

◀ 詳しくは区ホームページ
問合せ ☎03-3546-5630

なんでも

生活相談

3546-5563（区議団控室）

3551-6820（地区委員会）

無料

法律相談

毎月第3火曜日3時から

要予約 連絡先は同上

